



## 1. はじめに♪

皆さんとお付き合いも早や3年目となりました。知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川浄宗です。今年もよろしくお願ひします。

2014年9月号から、ある意匠が他の意匠と類似するか否かを判断する意匠の「類否判断」について、判例におけるその基準をレッスンしてきましたが、本テーマは今回が最終回です。

意匠は物品の外観に関するものですから、意匠において物品と形態は切り離すことができません(2条1項)。

ここで形態とは、形状、模様もしくは色彩またはこれらが結び付いたもののことをいいます。

以上のことから、意匠の類否判断も、「物品」と「形態」という2つの客体的な判断要素に基づいて行われます。

前回のレッスンでは、物品の類否判断について、その物品の「需要者」を主体的な基準として判断するとした判例を挙げて、一般に物品の「用途」と「機能」という2つの要素に基づいて判断されることを説明しました。

それでは、今回は形態の類否判断の手法について、これまでにお話しした意匠の類否判断の主体的基準、そして物品の類否判断の手法も思い出しながら、レッスンしていきましょう。

## 2. 類否判断のステップ

意匠の類否判断はさまざまな場面で問題になりますが、特に意匠権侵害事件における形態の類否判断は、一般に以下の3つのステップで行われます。

第1のステップとして、登録意匠および侵害物品が、それぞれどのような形態をしているのかが認定されます。

今回紹介する判決でも出てきますが、意匠の大枠である「基本的構成態様」を認定したうえで、意匠の細部である「具体的構成態様」を認定します。

第2のステップとして、その意匠の「要部」がどこにあるのかを導き出します。要部とは、意匠の類否判断が必要者の視覚を基準にして行われることから(24条2項)、その意匠において特に需要者の注意が惹き付けられる部分のことをいいます。

第3のステップとして、登録意匠および侵害物品が、この要部において共通するか否かを中心に観察しながら、意匠全体としてその美感を共通にするか否かを判断します。

そうすると、一般に要部が共通していれば、形態は同一または類似であるといえます。よって、物品も同一または類似であれば、同一意匠または類似意匠になります。

一方、要部が共通していなければ、形態は通常非類似になります。よって、物品が同一、類似、非類似のいずれであっても、非類似意匠になります。

だからこそ意匠の類否判断では、要部を導き出す作業が重要なのです。

今回は、形態の類否判断をどのようにして行うべきか、特に意匠の要部をどのようにして導き出すべきかについて判断した大阪地方裁判所の平成23年9月15日の判決「マニキュア用やすり事件」を紹介します。

これを習得した皆さんは、「私は意匠の類否判断の『名演奏家』である！」と胸を張って言えると思います。

### 3. この事件のあらすじ

原告のX社は、意匠に係る物品を「マニキュア用やすり」とする意匠登録第1127832号(X意匠)に係る意匠権(本件意匠権)の意匠権者です。

一方、被告のY<sub>1</sub>社は、「爪やすり」であるY商品を輸入し、これを同じく被告のY<sub>2</sub>社に卸売販売しました。Y<sub>2</sub>社は、Y<sub>1</sub>社から仕入れたY商品を自らの店舗で小売販売していました。

X社が、Y商品の輸入・販売等の行為は本件意匠権の侵害に当たると主張し、Y<sub>1</sub>社とY<sub>2</sub>社に対してY商品の輸入・販売等の差止めとその廃棄、損害賠償を請求したのがこの事件です。

裁判所は、X意匠とY商品の形態について次のように認定しています。

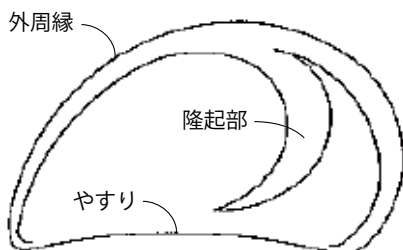
#### ア 基本的構成態様

##### (ア) 構造

D字状の本体と、本体の下端面に埋設するやすりからなる点は共通する。

ただし、Y商品のみは本体の一端部を遊んで貫通(遊貫)する鎖がある。

【X意匠】



##### (イ) 本体

正面および背面において外周縁付近が隆起している点が共通する。

##### (ウ) 隆起部

本体には、隆起した外周縁と一体となり、外周縁の途中から外周縁より内側に円弧状に盛り上がる隆起部を有する点が共通する。

##### (エ) やすり

本体の下端面はやや湾曲して長方形のやすりを取り付ける点が共通する。

##### (オ) 鎖

Y商品のみは、本体の下側端部に孔を開け、鎖を遊貫している。

#### イ 具体的構成態様

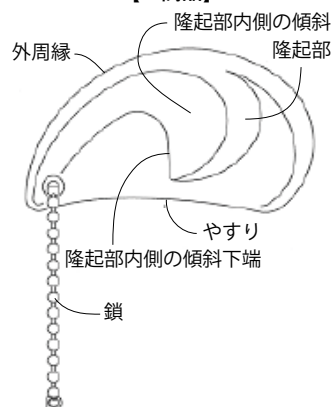
##### (ア) 本体

本体は、一端が鋭角で立ち上がり他端が鈍角で立ち上がるD字形状板である点が共通する。

##### (イ) 隆起部の形状

隆起部は、本体の鋭角で立ち上がる一端から、外周縁と一体となるように

【Y商品】



形成され、外周縁の半ば過ぎあたりから、外周縁の内側に円弧状に盛り上がり、さらに内側に進むに従い隆起が消失するように形成する点が共通する。

##### (ウ) 隆起部の傾斜

隆起部の傾斜は、外周縁側は凸状曲面に形成され、内側は凹状曲面に形成されている点が共通する。

##### (エ) やすり

やすりは、本体の下端面の湾曲した側面に設けられた凹部に取り付けられている点が共通する。

##### (オ) 鎖

Y商品のみは、本体の鋭角で立ち上がる一端部に孔を開け、その孔に球状鎖が遊貫されている。

##### (カ) 平面部との境界

Y商品のみは、隆起部内側の傾斜下端が、鋭角で立ち上がる一端と内側の円弧状の隆起が消滅する端において平面部との間で曲面の連続性はなく、その境界線は円弧状を形成して、平面部との間に明確な境界を形成している。

【公知意匠】



## 4. この判決の内容

### 1. 意匠の物品面の類似性

「X意匠の意匠に係る物品である『マニキュア用やすり』とは、爪の手入れ用のやすりを意味するから、爪やすりであるY商品とX意匠とは、意匠に係る物品が同一である」

### 2. 意匠の形態面の類似性

「ア 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである（意匠法24条2項）。

#### この判決のポイント

したがって、その判断にあたっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意が惹き付けられる部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。

イ 本件意匠の要部について

(ア) 爪やすりの性質、用途、使用態様

爪やすりは、主として女性が使用する、爪の形状を整えるための研磨具である。

そして、爪やすりは、やすり部を備えていれば本来の機能を果たすことができるが、全体のデザインについては種々のものが考えられ、これが使い勝

手を左右することになる。また、片手で把持して使用するものであるから、大きさも、そのことを前提としたものとなる。

(イ) 公知意匠

X意匠の出願日（平成13年2月22日）より前である、同年1月29日発行の意匠公報には、本体がD字状で、底面部が楕円形状のやすり面となっており、本体の外周縁部付近と底面部付近が隆起し、本体側面部の中央が窪んだ形状となっている、マニキュア用やすりが示されている。

(ウ) 要部の判断

前記(ア)からすれば、爪やすりについて、需要者は、デザイン全体に着目すると考えられるところ、前記(イ)からすれば、爪やすりにおいて、本体がD字状であること、下端面にやすりが配設されていること、把持する面に隆起部が設けられ凹凸がついていることなどの基本的な構成は、X意匠の出願時において公知であったと認められる。

したがって、本件意匠において、需要者の注意が惹き付けられる要部は、本体、隆起部、やすりに係る具体的な形状であると認められる」

### 3. 両意匠の共通点および差異点

「X意匠及びY商品の共通点及び差異点は、次のとおりである。

ア 共通点

X意匠とY商品が、基本的構成態様(イ)ないし(エ)と具体的構成態様(ア)

ないし(エ)において概ね共通することは、当事者間に争いが無い。

イ 差異点

(ア) 大きさ

本体左右の幅が、X意匠は約70mmであるが、Y商品は約52mmである。

(イ) 鎖

Y商品は、本体の鋭角で立ち上がる一端部において球状鎖が遊貫されているが、X意匠は、そのような構成を有しない。

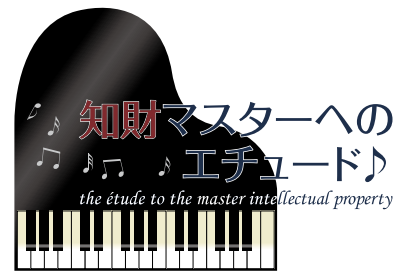
(ウ) 平面部との境界

Y商品は、平面部と隆起部内側の傾斜下端を区切る明確な境界があるが、X意匠には、隆起部内側の傾斜と平面部とがなだらかな面連続しており、平面と隆起部を区切る明確な境界（傾斜の下端線）はない」

### 4. 両意匠の類否について

前記(2)イ(ウ)のとおり、X意匠の要部は、本体、隆起部、やすりに係る具体的な形状にあると認められるところ、前記(3)アの共通点は、この要部に係る共通点である。

そして、前記(3)イの個別の差異が美感に与える影響については、……その差異から受ける印象が、前記(3)アの共通点から受ける印象を凌駕するものではないから、X意匠とY商品は、視覚を通じて起こさせる美感を共通にしているということができ、類似するものというべきである。



## 5. 実務への指針♪

対比した2つの意匠に係る形態の関係は、同一形態、類似形態、非類似形態のいずれかに該当し、以下の表のようにまとめることができます。

まず「同一形態」とは、形態を構成する要素が完全に共通するものをいいます。もちろん要部も共通します。

次に「類似形態」とは、形態を構成する要素が完全には共通しないものの、要部が共通するものをいいます。

そして「非類似形態」とは、要部が共通しないものをいいます。もちろん完全に共通することはあり得ません。

本判決は、X意匠において本体、隆起部、やすりについての具体的な形状が、「爪やすり」の需要者の注意を惹き付ける要部であるとしています。

そして、この要部はY商品にも共通しており、Y商品における鎖などの差異は軽微なものにすぎず、X意匠とY商品は意匠全体としてその美感を共通にするから、X意匠とY商品は類似意匠の関係にあると判断しています。

したがって、Y商品はX意匠の意匠権が及ぶ範囲に含まれるため(23条)、Y商品の輸入および販売は本件意匠権の侵害に当たると判断したのですね。

今回の判決には、形態の類否判断をどのように行うべきか、特に意匠の要部をどのように導き出すべきか、これらの手法を明らかにした点に実務上の意義があります。

まず、本判決は、要部を導き出す際も、その物品の性質や用途などについて検討する必要があるとしています。

意匠は物品と形態が一体となって形成されているので、物品について検討しなければ需要者がどこに着目するかなどが分かりません。ですから、物品についての検討は不可欠でしょう。

本判決は、以上のことを踏まえて、今回の「爪やすり」という物品に関して、需要者はその全体的な形態に着目すると判断しているのです。

次に、X意匠において従来の意匠には見受けられない部分はどこかを検討する必要があるとしています。

そもそも意匠権は、従来の意匠とは異なる新規性のある意匠だからこそ認められる権利です(3条1項各号)。

そうすると、従来の意匠にも見受けられる部分は要部から除いておかないと、意匠権は登録意匠に類似する意匠まで及ぶ権利ですから(23条)、意匠権が認められないはずの新規性のない意匠にまで意匠権が及んでしまうことになりかねません。これは不当ですね。

【形態の同一、類似、非類似のパターン】

	完全共通	要部共通
同一形態	○	○
類似形態	×	○
非類似形態	×	×

よって本判決も、本体がD字状であることなどは、新規性のない公知意匠にも見受けられますから、X意匠の要部ではないと判断しているのです。

一方、本体に隆起部があることなどは公知意匠には見受けられないため、X意匠の要部になり得るわけです。従来の意匠には見受けられない部分となれば、「オッ！ この爪やすり、新しいぞ！」と、需要者の注意も当然に惹き付けられることになるでしょう。

## 6. おわりに♪

特に意匠権の侵害事件の際は、登録意匠と侵害物品だけを対比し、共通点と差異点を導き出して、意匠の類否判断を行ってしまいがちです。

今回のレッスンを通じて、登録意匠と侵害物品だけを見比べるのではなく、従来の他の意匠も検討して、意匠の要部を導き出す作業が特に重要になることを覚えておいてください。

「意匠の類否判断」の基本的な手法についての一連のレッスンは今回で終了です。皆さん、お疲れさまでした！

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設、特許・実用新案・意匠・商標の実務に携わりながら、専修大学の講師も務める。フィンランドの作曲家シベリウスの名曲「フィンランディア」を聴くと、出掛けたことがなくても北欧の雪景色が閉じた険に浮かぶ。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236  
URL : <http://www.ipagent.jp>  
E-mail : [customer@ipagent.jp](mailto:customer@ipagent.jp)